

津波情報、沿岸部10区に限定

緊急速報の誤配信防止へ

立憲民主党・県議会議員 きしへ 都
民権クラブ



みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています

きしへ都政務活動事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階

☎045-341-3385

<http://kishibe-miyako.com/>

先月、南太平洋のトンガ諸島で発生した海底火山の大規模噴火の影響で、1月16日午前0時15分、神奈川県に津波注意報が発令されました。本来あつてはならない、配信する必要のない「注意報」段階の緊急速報メールが深夜から早朝にかけ

て、何百万人の方々に繰り返し配信され、多くお叱りをいただきました。緊急速報メールの受信設定をオフにするなど、緊急速報メールの有用性に疑問を抱かせてしまった事態となりました。

県は直ちに災害情報管理制度システムを改修すると

ともに、1月末に原因や再発防止策、配信方法の見直し等を報告書に取りまとめました。

わが会派は2月16日の

代表質問で、県の姿勢を質し、今回の反省を真摯に受け止め、県から改め

て県民の皆さんに受信設

定を元に戻していただく

よう求めました。誤配

信について、知事から「改めてお詫びする」との発言がありました。

今後、県は津波にかかる緊急速報メールの配信

須賀市と横浜市、川崎市の海に面している川崎、鶴見、神奈川、西、中、磯子、金沢の各区と一部で津波による浸水が予測される幸区と保土ヶ谷区、南区の10区に緊急速報メールを配信することに変更しました。

危険が迫っていることを速やかに伝える緊急速報メールは情報伝達手段として、とても有効であ

り、津波以外の配信プロ

グラムの早急な検査確認やこれらの定期的な訓練を求めました。

について、気象庁から「東京湾内湾」に「大津波警報」などが発表された後、予想よりも「危険度が高まつた場合」は横

について、気象庁から「東京湾内湾」に「大津波警報」などが発表された後、予想よりも「危険度が高まつた場合」は横